

経済産業省 委託事業

国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

第20回 マレーシア

2025年12月

マレーシアの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	11
企業進出形態の比較	13
PE課税	14
税務調査および異議申立て・税務訴訟	15
ホットトピック	16
QDMTT	17

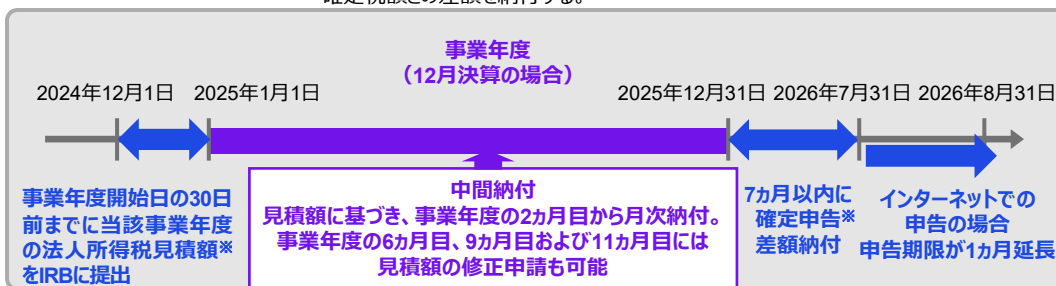
税制概要



- マレーシアの政治体制は、立憲君主制（議会制民主主義）で、国王を国家元首としており、議会は上院・下院の二院制である
- 言語：マレー語（国語）、中国語、タミル語、英語
- 通貨：リンギット（RM または MYR）
- 居住法人：その営業の管理、支配がマレーシア内で行われている法人（管理支配地基準）
- 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：なし
- 中央政府税務当局の名称：内国歳入庁（Inland Revenue Board of Malaysia；IRB）
（売上税・サービス税は税関の管轄）

法人所得税

税率	24%（ただし、一定の要件を満たす中小企業は一定額部分に限り17%（次ページ参照））
課税年度	暦年（ただし、事業年度が暦年と異なる場合にはその事業年度）
申告納付期限	事業年度終了日から7か月以内に確定申告書を提出するとともに、月次納付累計額と確定税額との差額を納付する。



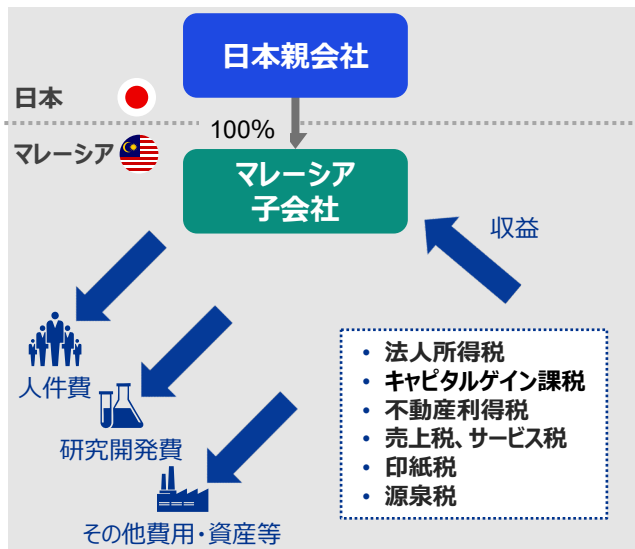
※ 確定税額が見積額を超過する場合、超過額のうち確定税額の30%を超える部分について10%のペナルティーが科される

事業を展開する際に生ずるその他の主な税、社会保険料

売上税 サービス税 (SST)	① 国内で登録事業者により製造される課税物品および輸入される課税物品や、特定の課税サービスが対象 ② 税率は売上税が5%または10%、サービス税が6%または8%
キャピタルゲイン 課税	2024年より、企業による①マレーシア非上場株式の処分、②有形資産総額の75%以上がマレーシア不動産である海外子会社等の株式の処分はキャピタルゲイン課税の対象となり、10%の税率で課税される。また、③マレーシア国外のキャピタル・アセットを処分し、その収入をマレーシアに持ち込んだ場合も、国外源泉所得として通常の法人税率で課税される。
不動産利得税 (RPGT)	不動産売却から生じたキャピタルゲインに対する課税。税率は法人の場合10～30%（処分までの期間により変動）。
印紙税	広範囲の文書に対して課税される。税率は0.1～4%または定額（契約金額や文書の性質に応じて税率が異なる）。
源泉税	非居住者に対する利子、ロイヤルティ、国内で行われる役務提供、動産の貸借およびその他の所得の支払い：10～15% 居住者である個人としてのADD（エージェント、販売店、代理店）に対する特定の支払い：2%
社会保険料	雇用主は年金（従業員積立基金（EPF））、従業員社会保障制度（SOCSO）の雇用主負担分を拠出しなければならない（併せて14%前後）。なお、2025年10月より外国人労働者もEPF加入が義務化された。

事業課税（事業期間中）（1/2）

マレーシア法人所得税



税率	24%（ただし、一定の要件を満たす中小企業は一定額部分に限り17%）
課税所得計算	会計上の利益に法人税法上の調整項目を加減算することで算出する。 なお、所得が種類別に計算されるスケジューラー制度を採用。
欠損金	繰越期限 10年（2019年改正より7年の繰越制限が設けられたが、経過措置として2018賦課年度およびそれ以前の賦課年度で発生した繰越欠損金については2028賦課年度まで繰り越すことができる）当年度の事業損失についてはどの所得とも相殺することができる、未使用の繰越損失については事業所得に対してのみ相殺することができる。 繰戻し 認められない。
キャピタルゲイン・ロス	資産のキャピタルゲイン・ロスは税務上、益金または損金不算入（ただし、所得の性質を有する、あるいは取引の性質上、投機とみなされる利得については事業所得とみなされて課税される）。償却資産を売却した場合、税務上の減価償却（Capital Allowance）を受けた後の価値との差額は、過年度の減価償却が過大・過少であったとみなされ、減価償却調整が必要となる。（ただし、取得価値からの増加分（キャピタルゲイン）については非課税）。 なお、2024年よりキャピタルゲイン課税が導入され、企業によるマレーシア非上場株式等の処分は10%の税率で課税されるほか、マレーシア国外のキャピタル・アセットを処分し、その収入をマレーシアに持ち込んだ場合も、国外源泉所得として通常の法人税率で課税される。 また、不動産の譲渡益については不動産利得税（RPGT）が課税され、譲渡損についてはRPGTの計算上においてのみ譲渡損の控除および無期限の繰越しが認められる。
中間納付	各企業は原則として、事業年度開始日より30日前までに当該事業年度の年間法人所得税見積額をIRBに提出しなければならない（新規設立会社は事業開始後3ヵ月以内に提出）。当該見積額に基づき、当該基準期間の2ヵ月目より、毎月15日までに月次納付しなければならない（事業年度の6ヵ月目、9ヵ月目および11ヵ月目に見積額の変更の申請が可能）。 ただし、最初の見積額は前年度の見積額（または修正見積額）の85%を下回ってはならない。確定税額が見積額を超過する場合、超過額のうち確定税額の30%を超える差額部分について10%のペナルティが科される。 また、確定税額を見積額が上回った場合には、過払い部分について還付が行われる。
法人所得税債務の時効	税務調査の対象となる年度末より5年以内なら、遡及することができる（ただし、虚偽申告、不正または過失があった場合にはこの限りではない）。
グループリリーフ制度	グループリリーフ制度は、マレーシアで設立された居住法人に適用でき、一定の要件を満たした場合、当年度の調整後損失の70%まで当該グループ内のほかの居住法人に移転し、当該他の居住法人の所得との相殺が認められる（ただし、その損失の利用は事業開始後の連続する3賦課年度のみ制限される）。
税制改正	毎年10月頃改正案発表、12月末までに法令が成立し、1月1日施行。

中小企業の特例

ここでの小規模会社とは、事業年度開始時点で普通株式払込資本金が2.5百万MYR以下、かつ、年間の売上が50百万MYR以下の法人で、払込資本金が2.5百万MYR超の会社に支配されておらず、また、普通株式の20%超を外国人／外国企業に保有されていないマレーシア居住法人をいう。

課税所得の区分（MYR）	区分ごとの法人所得税率（%）
1～150,000	15
150,001～600,000	17
600,001～	24

事業開始年度から2賦課年度は、右記税額見積もりと予定納付を行わなくてもよい（ただしマレーシアで設立された居住法人のみ）。

事業課税（事業期間中）（2/2）

課税所得の計算方法

（所得の種類別に計算）

会計上の税引前当期利益

(+・-) 会計上の減価償却費等の
税務調整

調整後所得金額

(-) 税務上の減価償却
(+・-) 差額償却
差額賦課

法定所得

(-) 投資税控除
(-) 再投資控除
(-) 過年度の税務上の
繰越損失
(+) 事業所得以外のその他の所得
(非事業所得)

合計所得

(-) 当期の事業損失
(-) 指定機関への寄附金

課税所得

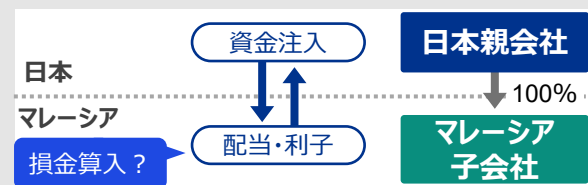
法人所得税の計算上注意を要する項目

一般原則	<ul style="list-style-type: none"> 会社の事業目的を達成するために生じた費用は損金算入可能である。損金算入可能な費用は収益性の支出である必要があり、資本性の支出はCapital Allowance制度の下、特別に法で認められた場合にのみ損金算入可能となる。
固定資産の償却費	<ul style="list-style-type: none"> 会計上の減価償却費と税務上の減価償却費（Capital Allowance）は全く別のものとして扱われ、特定のカテゴリーに属する固定資産にかかる税務上の減価償却費のみ損金算入される。 例として、建物や構造物の場合、産業用建物だけに税務上の減価償却が認められており、事務所用の建物には認められていない。 したがって会計上の減価償却費をいったん全額加算し、代わりに税務上の減価償却費を所得より控除する。
譲渡益	<ul style="list-style-type: none"> （差額償却または差額賦課となる額を除いた）資産の売却損益は所得税法上の益金または損金とはならない。ただし、非上場株式等の売却についてはキャピタルゲイン課税、不動産の売却については不動産利得税が別途課される。
為替差損益	<ul style="list-style-type: none"> 実現した為替差損益のみ損金または益金に算入される。（ただし、投資目的である場合には損金または益金不算入となる。） 各会計事業年度末に行う為替換算替えによる差損益は未実現とされ、損金または益金に算入されない。
交際費	<ul style="list-style-type: none"> 原則、事業に関連するその他の交際費は、50%のみ損金算入可能（適切な証憑の整備が厳格に要求される）。飲食、レクリエーション、その他の接待、これらに要する旅費宿泊費等が対象となり、従業員の福利厚生を目的とした飲食費等は除外される（例外あり）。
支払利息	<ul style="list-style-type: none"> 借入金が事業目的として利益の創出に使用またはそのための資産に投下された場合に損金算入が認められる（投資や貸付の借入金にかかる支払利息は損金算入が認められない）。 過大支払利子税制の導入により、税務上のEBITDAの20%を超える部分につき、損金算入が制限される。
受取配当	<ul style="list-style-type: none"> 受取配当は益金不算入となる。
損金不算入の費用	<ul style="list-style-type: none"> 貸倒引当金（引当金繰入額は損金算入できず損失が確定した時点で損金算入できる） 寄附金（公益事業法人等への指定寄附金については、合算所得の10%のみ控除） 創立費および開業費（営業を開始するまでの費用）

事業課税（資金注入、資金還流時）

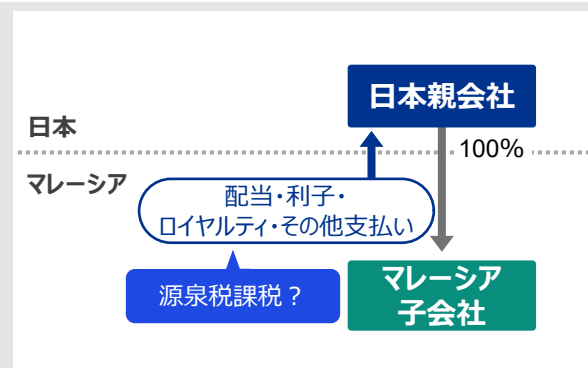
資金注入した場合の留意点

- ・ 過少資本税制に代わり、過大支払利子税制（ESR）が導入された（2019年7月1日以降に開始する賦課年度より）。
- ・ ESRにより同一企業グループ間の借入にかかる支払利息のうち、税務上のEBITDAの20%を超える部分につき、発生した年度の損金算入が制限される（1賦課年度における当該金額の総額が500,000 MYRを超える企業が対象）。損金算入されなかった利子については、無期限に繰越し可能。



利益の送金 および 関連者取引

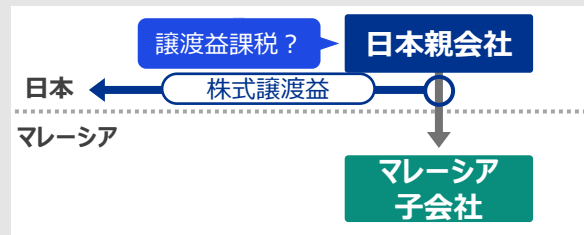
- ・ 利子（関係会社間貸付）およびロイヤルティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる。
 - ・ 配当：0%
（マレーシア子会社から日本親会社に対する配当に対して源泉税は課税されない）
 - ・ 利子：15%
 - ・ ロイヤルティ（ソフトウェア使用料含む）：10%
- ・ 日本への支払い等については日馬租税条約により下記のとおりとなる（特典制限条項（LOB）はない）。
 - ・ 配当：0%（日馬租税条約の制限税率は15%または5%）
 - ・ 利子：10%（日馬租税条約の制限税率）
 - ・ ロイヤルティ：10%
（日馬租税条約の制限税率）
- ・ 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とされない。



事業課税（撤退時）

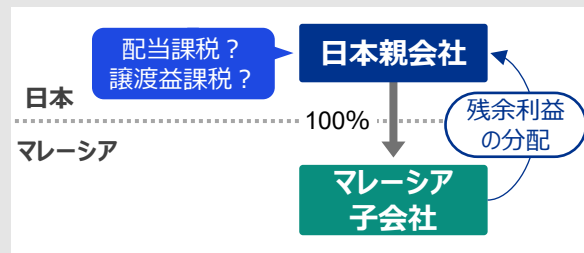
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 2024年よりキャピタルゲイン課税が導入され、企業によるマレーシア非上場株式等の処分は原則として10%の税率で課税される



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算に伴い、親会社がマレーシア非上場株式を処分する場合もキャピタルゲイン課税の対象となる



納税要件・課税範囲

			居住法人	非居住法人（外国法人）
課税所得の範囲			全世界所得課税（2022年1月より） ただし、国外源泉所得はマレーシア国内で受領した分のみが課税対象となる。	<ul style="list-style-type: none"> マレーシア国内源泉所得 マレーシアでは非居住者への特定のサービス提供に係る支払いについて源泉税を課している
投資先	居住法人	配当等	マレーシア法人から受ける配当については、非課税。	<ul style="list-style-type: none"> マレーシア法人から支払われる配当については、源泉税は課されない 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない
		株式等の譲渡	<p>譲渡利益 マレーシア非上場株式等の処分はキャピタルゲイン課税がなされる。不動産の譲渡益に対しては不動産利得税（Real Property Gains Tax；RPGT）が課される。</p> <p>譲渡損失 キャピタルゲインと相殺可能であり、相殺しきれない場合は10年繰越可能。（RPGTの対象となるものについては、RPGTの計算上、当該譲渡損失はその発生事業年度のRPGTの課税対象となる譲渡益と相殺でき、かつ、純損失額は無期限に繰越し可能）。</p>	<p>マレーシア非上場株式等の処分はキャピタルゲイン課税がなされる。不動産の譲渡益に対して不動産利得税（RPGT）が課される。</p> <p>キャピタルゲインと相殺可能であり、相殺しきれない場合は10年繰越可能。（RPGTの対象となるものについては、RPGTの計算上、当該譲渡損失はその発生事業年度のRPGTの課税対象となる譲渡益と相殺でき、かつ、純損失額は無期限に繰越し可能）。</p>
	非居住法人	配当等	2026年12月までは課税なし（源泉地で15%以上の税率で課税され、かつIRB（Inland Revenue Board）が国外源泉所得に係る課税の取扱いの指針に定める条件（Guidelines on Tax Treatment in relation to Income which is Received from Abroad）が順守されている場合）	
		株式等の譲渡	<p>譲渡利益 国外源泉のキャピタルゲインをマレーシアに持ち込んだ場合は、通常の法人税率で課税。（一定の要件を満たす場合、2026年までは免税措置あり）</p> <p>譲渡損失 キャピタルゲインと相殺可能であり、相殺しきれない場合は10年繰越し可能。</p>	
	国外支店の所得の取扱い			非課税
CFC税制			現行の法制度はなし	

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税 (1/2)

国内向け払いにかかる源泉税

配当：なし
 利息：なし
 ※なお、不動産の購入時には、買い手側が譲渡対価の3%を保留（源泉徴収）して、60日以内に税務当局へ納付する義務がある。

社会保険

以下の表に応じて、雇用主は社会保障掛金を支払わなければならない。2025年10月より、外国人労働者についても加入が義務付けられた。なお、公的な医療保険、介護保険は存在しない。

年金（従業員積立基金（EPF））

		雇用主負担割合	被雇用者負担割合
60歳未満	月収5,000 MYR超	12%	11%
60歳未満	月収5,000 MYR以下	13%	11%
60歳以上	月収5,000 MYR超	6%	5.5%
60歳以上	月収5,000 MYR以下	6.5%	5.5%

※ 上記の表はマレーシア国籍の者に適用される料率。外国人については、2025年10月時点で雇用主2%、被雇用者2%の料率が適用される。その他の場合には別途料率が定められている。

社会保険（SOCISO/PERKESO）
従業員社会保障制度（SOCISO）

	加入制度	負担割合		月給6,000 MYRを超える被雇用者にかかる拠出上限
		雇用主負担割合	被雇用者負担割合	
第1カテゴリー （主に、60歳未満のマレーシア人被雇用者）	傷害保険および就労不能保険	雇用主負担割合	1.75%	104.15 MYR
		被雇用者負担割合	0.5%	29.75 MYR
第2カテゴリー （主に、60歳以上のマレーシア人被雇用者および外国人労働者）	傷害保険のみ	雇用主負担割合	1.25%	74.40 MYR
		被雇用者負担割合	0%	-

失業保険（EIS）：雇用主負担割合、被雇用者負担割合はそれぞれ0.2%（基準給与の上限は5,000 MYR）

従業員の雇用にかかる税務等

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税 (2/2)

<p>売上税・サービス税 (SST)</p>	<p><売上税> 税率 標準税率は10%である。 マレーシア国内で製造される物品およびマレーシアに輸入される物品が課税対象。 ただし減免措置が以下のとおり実施されている。</p> <p>一般食料品、鉱物性生産品、一部の機械装置：免税 加工食品、建築資材、事務機器：5% ※対象商品は多岐にわたり、頻繁に変更されるため関税局ホームページの最新動向に留意すること。</p> <p>課税登録事業者（製造業者） マレーシア国内で製造される課税物品の販売価値が過去もしくは将来12か月で50万MYRを超える製造業者は、課税事業者として登録し、顧客からの売上税徴収と関税局への納付義務を負う。 物品の輸入の場合は、登録事業者の制度はなく、課税物品の輸入時に輸入者が関税とともに売上税を納付する義務を負う。</p> <p>課税期間 原則として2か月ごと（関税局から指定される）</p> <p>申告期限および納付期限 上記課税期間の取引を、その翌月末までに申告・納付する（7年間の取引記録の保持義務がある）。</p>	<p><サービス税> 税率 標準税率は6%または8%である。 課税対象サービスをマレーシア国内で提供、もしくは輸入する場合に課税される。</p> <p>課税対象サービス ホテル、飲食、クラブ、ゴルフ、ゲーム、プロフェッショナル（法務、会計、コンサルティング、ITサービス、マネジメント、デジタルサービス、修理・保守サービス等）、金融（クレジットカード、保険、手数料等）、物流、レンタル/リース、建設工事、教育、その他（通信、広告、電力、医療等）</p> <p>課税登録事業者 上記課税対象サービスを提供し、その取引価額が過去もしくは将来12か月で一定額（原則50万MYR）を超える事業者は、課税事業者として登録し、顧客からのサービス税徴収と関税局への納付義務を負う。輸入サービスについては登録事業者の制度はなく、課税サービスの輸入者がサービス税を納付する義務を負うことになるが、デジタルサービスについては2020年1月から外国企業であっても海外課税事業者として登録し、サービス税徴収と納付義務を負うこととなった。</p> <p>インボイスの有無 あり</p> <p>課税取引に関する特記事項 売上・サービス税はVAT（GST）と異なり製品の工場出荷やサービスの費消時点という1段階での課税のため、最終消費者への価格に転嫁できなければ企業の負担となる点が大きく異なる。</p>
<p>デジタル課税</p>	<p>上述のとおり、2020年1月1日以降、マレーシアで課税事業者登録をした国外のデジタルサービス提供者が提供するデジタルサービスについて、8%のサービス税の徴収・納付義務が課せられる。デジタルサービスとは、インターネットまたは電子的ネットワークを通して提供されるサービスで、ITの利用を伴い、サービス提供が本質的に自動化されているものと定義されている。過去または将来12か月のデジタルサービスの売上が50万MYRを超える国外のデジタルサービス提供者は、マレーシアにおいて課税事業者として登録しなければならない。登録した課税事業者はデジタルサービスの売上にサービス税を課すとともに、3か月ごとの課税期間の終了日の翌月末日までに、当該課税期間にかかるデジタルサービス税の申告・納税を行う必要がある。</p>	
<p>印紙税</p>	<p>株式譲渡は印紙税が課される。株式譲渡にかかるcontract notesに対して売却価額または評価額のいずれか大きい金額に上場株式の場合には税率0.1%、非上場株式の場合には税率0.3%で課税される。</p>	

法人課税にかかる各種優遇税制措置（1/2）

項目	対象企業	優遇措置内容
パイオニアステータス(*1) (Section 5-, Promotion of investment Act 1986)	投資促進法で規定された、「奨励活動」または「奨励品目」に従事する企業（製造業）	<ul style="list-style-type: none"> 「奨励活動」または「奨励品目」にかかる事業から得た法人所得税の全部または一部について、生産開始日から原則5年間、法定所得の70%を免税とする 期間中の未使用の繰越損失については、2019賦課年度より、パイオニアステータス期間の終了から7年間に制限される
投資税控除（所得控除）(*2) (Investment Tax Allowance) (Section 26-, Promotion of investment Act 1986)	投資促進法で規定された、「奨励活動」または「奨励品目」に従事する企業（製造業）	<ul style="list-style-type: none"> 5年間の適格資本的支出金額の60%が法定所得の70%を限度に控除できる 未使用の控除額は無期限に繰越し可能
再投資控除(*3) (Reinvestment Allowance) (Section 133A and Schedule 7A and 7B of Income Tax Act 1967)	次のすべてに該当する企業 <ul style="list-style-type: none"> 資本的支出が生産能力の増大、または、コスト削減のための生産設備の近代化・自動化、または製品の多様化を目的としている すでに36ヵ月以上操業している 	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動に用いられる機械装置、工場への適格資本的支出のうち一定条件を満たす投資について、当該資本的支出金額の60%が法定所得の70%を限度に控除が認められる 2019賦課年度より、未使用の控除額の繰越しが7年間に制限される
特別再投資控除 (Special Reinvestment Allowance)	製造業および特定の農業活動において、一定の要件を満たす拡張、自動化、近代化または多様化のための再投資をした企業	<ul style="list-style-type: none"> 2022賦課年度より、再投資控除の期間が終了した企業に対し、特別再控除として2024賦課年度まで延長することが認められている

注1： (*1) および (*2) は、製造業ライセンスの申請と同時にマレーシア投資開発庁（MIDA）で審査され認可を受けることが必要なものであり、双方の同時申請・取得はできない。

注2： (*1) または (*2) の適用を受けている企業は、その適用期間中は (*3) の適用を受けることができない。

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/2)

項目	対象企業	優遇措置内容
研究開発 (R&D) (Section 5- & Section 26-, Promotion of investment Act 1986, Section 34A, 34B and Schedule 3 of Income Tax Act1967)	一定の条件を満たす研究開発サービスを提供する法人	<ul style="list-style-type: none"> R&D会社 (関連会社を含むすべての会社に対して、R&Dサービスを提供する会社) 10年間に発生した適格資本的支出の100%に対する投資税控除 請負R&D会社 (関連会社以外のみR&Dサービスを提供する会社) 上記または5年間の法定所得の免税のいずれか <p>※自社の研究開発については、10年間に発生した適格資本的支出の50%に対する投資税控除が認められているほか、事業年度中のR&D費用総額のうち国外で発生した費用の割合が30%以下の場合、研究開発にかかる費用の二重控除が認められている (ただし、上記の“R&D会社”において投資税控除を受ける場合には、この二重控除は認められない)</p>
Malaysia Digital (MSCマレーシアから変更) (Income Tax (Exemption) (No.10) Order 2018)	Malaysia Digital (MD)が注力するデジタル分野の事業を行い、一定の要件を満たすことによりMalaysia Digital Economy Corporation (MDEC)からMDステータスを与えられた法人	<ul style="list-style-type: none"> 従来のMSCマレーシアのステータスを得ている法人は、バイオニアステータスが付与され法人税が10年間にわたり70~100%の法人税の免除が受けられる Malaysia Digitalのステータスを得た法人は、0~15%の低減税率を5~10年間適用、もしくは資本的支出の30~100%を法定所得と5年間相殺
グリーン投資税制 (Green Investment Tax Allowance)	適格なグリーン活動のための資本的支出をした企業	<ul style="list-style-type: none"> ビジネス目的のプロジェクトについて、5年間 (最長10年間) の資本的支出額の全額を法定所得の70%と相殺できる投資税額控除 自己利用資産について、2024~2026年までの資本的支出の60~100%を法定所得の70%と相殺できる投資税額控除
グリーン所得税免除 (Green Income Tax Exemption)	認定されたグリーンサービス活動またはソーラーリース活動をする企業	<ul style="list-style-type: none"> これらの活動に関する法定所得に対する所得税が70%免除される

企業進出形態の比較

	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、マレーシアでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接マレーシアで裁判の当事者とされることは基本的にはない 日本の親会社がマレーシア税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、マレーシアにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む その他さまざまな優遇税制を適用することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可
支店	<ul style="list-style-type: none"> 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる 本社経費のうち支店の活動に関係のあるものについて支店に配賦し、マレーシアの課税所得から控除できる（ただし、無条件に損金性が認められるわけではなく、支店の活動に関係があるか問われる。また、移転価格が適正であることが前提となる） 	<ul style="list-style-type: none"> 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある 卸売業および小売業では所得を生む活動は認められない 優遇税制を受けることができず、法人のみでしか認められない損金算入項目がある
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所設立にあたっては、MIDA（マレーシア投資開発庁）の承認を得る必要があるが、その活動が準備・補助的活動に限られていることを条件として、法人所得税の納税対象とはならない 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> マレーシアでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる 実際にマレーシア国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、マレーシア法人所得税が発生する 通常2年間しか存続できない
出張ベース	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる 	<ul style="list-style-type: none"> マレーシアでの活動の規模は相当程度限定される 出張者のマレーシアでの活動によっては、日本本社がマレーシアにおいてPEを有していると認定される可能性がある

PE課税 - PEの種類

PEの種類

マレーシアのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日馬租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人 (①常習代理人、②在庫保有代理人)



(日馬租税条約第5条第5項)

3 建設PE

6カ月を超える期間存続する建築工事現場もしくは建設もしくは据付工事またはこれらに関連する監督活動



(日馬租税条約第5条第3項)

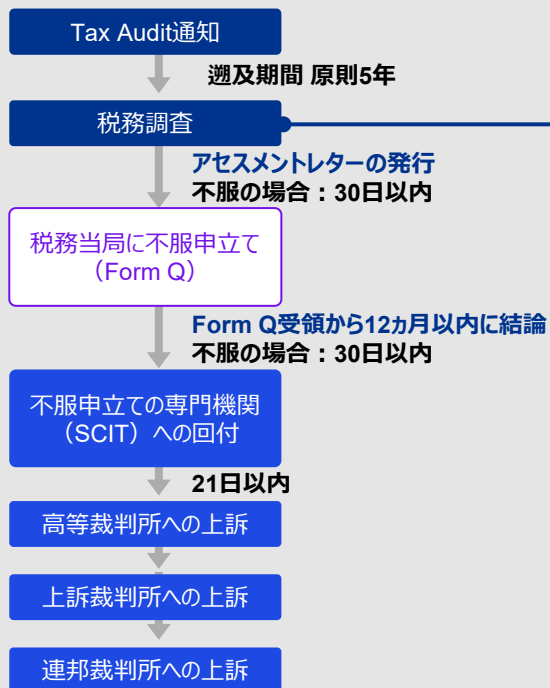
MLI条約の署名：わが国について2021年1月1日に、マレーシアについて2021年6月1日に発効。

PEに関連するMLI条約の規定の適用：以下の読替えおよび追加が行われている。

- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的でない適用対象外）
- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義の追加
- ・ 問屋契約およびこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避（常習代理人PEの強化）

税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス



当局の執行体制

税務当局： Inland Revenue Board of Malaysia (IRB)
通常はcompliance部門傘下の部署から税務調査通知が送られ、Aggressive Tax PlanningやHigh Profile Caseの場合は、Special Task Department、Special Operation Departmentが担当する

税務調査の執行上の特徴

- ① 調査対象法人はリスク分析基準に基づいてコンピューターシステムやほかのソースにより抽出される
- ② メインの対象税目は法人税および源泉税である。
SSTは関税局の管轄である。

紛争解決手続き

- ① 通常、アセスメントレター発行前にFindings/Proposed Tax AdjustmentsがIRBからあり、18日の反証期間が与えられる
- ② IRBのアセスメントに不服の場合、30日以内に追徴・ペナルティの納付とともにForm Qを提出する
- ③ Form Q受理から12ヵ月 (+6ヵ月の延長可能) 以内にIRBが審議
- ④ IRBの結審に不服の場合、30日以内の申立てによりSCITへ回付される。なお、SCITへ回付される前段階での合意を促すため、中立の裁定機関であるDispute Resolution Proceeding (DRP) の制度が設けられており、納税者はDRPの開催をIRBに申請することができる
- ⑤ SCITの決定に不服の場合、21日以内に高等裁判所に提訴
- ⑥ 裁判になる場合、通常、長期化することが想定され、弁護士の選任も必要となる

ホットピック（税務調査の論点も含む）

01

インセンティブの要件未達

論点：バイオアステータスや投資税控除を受けるにあたり、雇用者数や投資額、生産規模等の事業計画を提出する。それがインセンティブ享受のための条件となっているので、実際にプロジェクトが進行し、その要件に未達となった場合には遡って恩典が取り消されることとなる。また、再投資控除は当局の事前承認が不要であり、自主申告により控除可能であるが、事後的な税務調査において要件未達を理由に否認されることがある。

対応策：申請時の要件に照らしてプロジェクトをモニタリングし、要件未達とならないように管理を徹底する。

02

印紙税の納付漏れ

論点：印紙税について、従来は納税者が対象となる文書（契約書等）を税務当局に提出し、税務当局が税額を算定する賦課課税方式がとられていたが、2026年1月より段階的に、納税者自身が税額を算定・納付する自己申告制度の導入が予定されている。自己申告制度の導入に先立ち、印紙税の税務調査が行われたところ、雇用契約書などで納付漏れを指摘されるケースが多発している。

対応策：課税対象の範囲自体に変更はないため、グループ内の契約書を含め、既存の文書のコンプライアンス状況をまずは確認する。また、文書の種類により税率が異なるため、新規の契約書・覚書・譲渡証書などについて、管理体制を構築する。

03

e-Invoiceの入手

論点：マレーシアではe-Invoiceが段階的に導入されており、2026年中にはすべての事業者にe-Invoice発行が義務付けられる（年間売上高50万MYRのマイクロ事業者を除く）。e-Invoiceは収入の証明としてだけでなく、費用の証明としても利用されるため、全面適用された後は、e-Invoiceのない費用は損金算入が否認される可能性がある。

対応策：取引先と十分なコミュニケーションを図り、支払いに際してはe-Invoiceの入手を徹底する。

04

間接税規則

論点：マレーシアでは売上税・サービス税が2019年より導入されているが、これらはGSTと異なり1段階課税であり、課税対象も限定的であることから、適切な免税措置の選択や課税対象の見極めが重要となる。導入から6年が経過し、売上税・サービス税ともに課税対象は拡大し、また適用税率も細分化されている。

関税局はガイドラインやポリシーを公表して納税者のコンプライアンスを促しているが、実務的にはさまざまな困難に直面することも多い。

対応策：特定の取引に関して、当局への事前確認やルーリングを入手するなど、適切な管理体制を構築する。

QDMTT

01

登録手続き

論点：

2025年9月末時点において、登録は必要とされていない。ただし、法人税申告書においてDomestic Top-up TaxまたはMultinational Top-up Taxの対象に該当するか否か、およびグループ親会社名と所在地国を記入する必要あり。

02

申告および納税手続き

論点：

報告会計年度末から15か月以内に、情報申告書およびトップアップ税申告書を提出しなければならない。

なお、納付期限は、報告会計年度末から15か月目の末日まで。

03

OECDモデルルール・コメンタリーとQDMTTの差異

論点：

特になし

マレーシアの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットピック

【目次】

移転価格税制の概要	19
ローカルファイルの概要	20
マスターファイルの概要	22
国別報告書の概要	23
マレーシアにおける移転価格調査の動向	24
低付加価値グループ内サービス（LVAS）の簡易アプローチ	26

移転価格税制の概要

<p>1. 移転価格税制導入時期</p>	<p>2012年5月にIncome Tax (Transfer Pricing) Rules 2012が施行され、移転価格税制が導入された。2023年5月にはIncome Tax (Transfer Pricing) Rules 2023（以下「TP Rules 2023」）が施行され、2023課税年度から適用されている。また、2024年12月には、「TP Guideline 2024」および「移転価格調査フレームワーク（2024）」が公表された。</p>	
<p>2. 関連者の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関連者とは、(a) 一方が他方を支配している関係、(b) 親戚である個人の関係、(c) 同一の者に支配される者の間の関係を指す（Income Tax Act 1967のSection 140A（5））。 ■ 「支配」する者とは、以下の者を指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過半数の株式を保有する者、または過半数の配当を受け取る者 ・ 会社清算時に過半数の残余財産を受け取る者（Income Tax Act 1967のSection 139（1））。 <p>さらに、20%以上の株式を保有し、かつ無形資産または事業活動を通じて影響を与える、または1名以上の取締役が他方の者に任命されている場合についても支配関係にあたとされる（Income Tax Act 1967のSection 140A（5A））。</p>	
<p>3. 移転価格調査の時効</p>	<p>7年（Income Tax Act 1967のSection 91）</p>	
<p>4. 独立企業間価格の算定方法</p>	<p>CUP法（独立価格比準法）、RP法（再販売価格基準法）、CP法（原価基準法）、PS法（利益分割法）、TNMM（取引単位営業利益法）、その他の方法が認められ、最も適切な移転価格算定方法を選択することが求められる（TP Guidelinesの3.1、TP Rules 2023の6）。</p> <p>グループ間での低付加価値サービスの提供については、経済分析なしにコストプラス5%マークアップ料率の適用が認められる（TP Guideline 2024 6.27）。</p>	
<p>5. 事前確認（以下、「APA」）／相互協議（以下、「MAP」）の適用可能性</p>	<p>日本との租税条約の有無 あり</p>	<p>実務上の適用可能性 あり。日本-マレーシア間の相互協議は通常年1回程度実施される。</p>

ローカルファイルの概要 (1/2)

ローカルファイル (以下、「LF」) の概要	
1. 作成義務対象者	<ul style="list-style-type: none">■ 同時文書化の免除要件<ol style="list-style-type: none">a. 事業を営んでいない個人b. 国内関連取引のみ行う事業 (パートナーシップを含む) を営む個人c. 国外関連取引の金額が100万MYR未満の法人・個人d. 国内関連取引のみを行い、両者が以下 i ~ iii のすべての要件を満たす場合<ol style="list-style-type: none">i. 優遇税制を享受していないii. 適用される最高税率が同じiii. 直前の2事業年度において赤字となっていない■ フルバージョンのLFの作成が必要となる適用対象の基準<ol style="list-style-type: none">① 年間の総売上高が3千万MYR以上、かつ国外関連取引金額総額が1千万MYR以上または② 年間の金融取引の合計金額が5千万MYR以上上記の基準値を下回る納税者は、ミニマム移転価格文書*1の適用が認められている。
2. 作成期限	法人税申告書提出期限までに同時文書化しなければならない。(TP Rules 2023の4 (1)) 移転価格文書の表紙や冒頭部分には完成日の記載が求められている。
3. 提出期限	マレーシア内国歳入庁 (Inland Revenue Board of Malaysia、以下「IRBM」) から移転価格文書化の提出指示を受けた場合、会社はIRBMの指示のあった日から14日以内に移転価格文書を提出しなければならない (TP Guidelines 2012の11.2.3およびTP Rules 2023の5 (3)) 。

*1 ミニマム移転価格文書に関しては、全世界グループ構造／組織構造／関連者取引／移転価格ポリシーについて記載すれば足りるとされている。

なお、関連者取引と移転価格ポリシーについては、以下に定義される重要な関連者取引についての情報に限定されている。

- i. 製造業における原材料取引のように、納税者の主要な事業活動にかかわる関連者取引
- ii. 上記 i 以外の取引で、各年度の事業売上の20%以上を占める関連者取引

ローカルファイルの概要 (2/2)

ローカルファイル (以下、「LF」) の概要

4. 作成言語

マレー語または英語。移転価格文書がマレー語または英語以外の言語で作成されている場合は、マレー語または英語に翻訳した移転価格文書をIRBMに提出しなければならない (TP Rules 2023のRule 5 (4))。

5. 罰則

移転価格文書を期限内に提出できない場合、1年度当たり2万MYRから最大10万MYRの罰金、または6か月以下の懲役またはその両方が科される。(Income Tax Act 1967のSection 113B (1))
 なお、移転価格文書の提出遅延日数に応じた罰金額は以下の表のとおりである。
 IRBMによる更正の場合、所得の増加額には、5%以下の課徴金が課される場合がある。

遅延期間	罰金額
7日以内	2万MYR
8～14日	4万MYR
15～21日	6万MYR
22～28日	8万MYR
29日以上	10万MYR

6. 留意事項

- 移転価格文書上、TNMMによる独立企業間価格算定の際は、「TP Guideline 2024」により37.5%から62.5%のレンジ幅に厳格化された。対象となる国外関連者との取引価格については一定のレンジ内にある場合、独立企業間価格とみなすことができる。
- ただし、比較可能性の要件を満たしていない等と認められる場合、IRBMは国外関連取引の取引価格を中位値または中位値を上回る範囲に調整することができる。対象となる国外関連者との取引価格がレンジを下回る場合、独立企業間価格は中位値とみなされる。

マスターファイルの概要

マスターファイル（以下、「MF」）*1の概要	
1. 作成義務対象者	CbCR提出義務を有する納税者 （詳細につき、次頁参照）
2. 作成／提出期限	税務当局の要求から14日以内に提出 （TP Rules 2023の5（3））
3. 作成言語	マレー語または英語

*1 「移転価格ガイドライン2024」によれば、2023年度以降MFの独立した作成義務はない。しかしTP Rules2023の導入において、納税者は移転価格同時文書化（以下、「CTPD」）が求められ、必要な情報は、「Schedule 1」に記載されている（TP Rules2023 Rule4）。「Schedule 1」では、CTPDに含めるべき情報として、グループ構造、事業内容、無形資産、財務情報などのOECDガイドラインにおけるMFと同等の内容が列挙されている。これにより、MF相当の情報をCTPD内に含めることが法的に義務付けられている。

国別報告書の概要

国別報告書（以下、「CbCR」）の概要	
1. 作成義務対象者	<ul style="list-style-type: none">直前会計年度連結売上高30億MYR以上の多国籍企業グループのマレーシアに所在する最終親会社等多国籍グループによって代理提出者に指定されたマレーシア法人 (移転価格ガイドライン2024) <p>なお、日本とマレーシアの間ではCbCRの自動的情報交換が行われているため、在マレーシア日系企業の提出は不要。</p>
2. 提出期限／作成期限	会計年度終了から12ヵ月以内（CbCR Rules 2016の7）
3. 罰則	CbCRの未提出・遅延の場合、または報告の内容に誤りがあった場合は、2万MYRから最大10万MYRの罰金、6ヵ月以下の禁固刑、またはその両方が課される（Income Tax Act 1967のSection 112A(1)および113A）。
4. CbCRに係る通知（Notification）の要否	<ul style="list-style-type: none">対象法人は、会計年度終了後12ヵ月以内に、CbCRの提出義務がある旨をIRBMの電子ポータルや法人税申告書のForm Cにて通知する義務がある（TP Guideline 2024）。通知を行わなかった会社は2万MYRから最大10万MYRの罰金、6ヵ月以下の禁固刑、またはその両方が課される（Income Tax (Country-by-Country Reporting) Rules 2016）。

マレーシアにおける移転価格調査の動向（1/2）

移転価格調査フレームワーク2024

移転価格調査 フレームワーク2024 について	<ul style="list-style-type: none">IRBMは、移転価格調査フレームワーク2024を公表している。これは2019年のフレームワークに置き換わるものである。従来のフレームワークからの主な変更内容は、以下のとおりである。
ペナルティ金額	<ul style="list-style-type: none">移転価格調査に関するペナルティ金額が変更された。 (適用されるペナルティ金額は、前述のLFの概要に係る5.罰則の内容に記載) なお、TP Rules2023が公告された2023年5月29日以前に開始する事業年度についてはペナルティが免除される場合がある。
税務調査基準	IRBMは、次の基準により移転価格調査の対象を選定する。 <ul style="list-style-type: none">a. 関連者取引のリスク評価b. 企業グループのリストラクチャリングc. 海外の税務当局を含む、第三者から提供された情報
更正された場合 のサーチャージ	<ul style="list-style-type: none">取引価格が独立企業間原則に従っていないとして更正された場合、更正された金額に対して最大5%のサーチャージが課される。税務調査フレームワークに従って、自主的に修正申告した場合は0～4%のサーチャージが課される。

マレーシアにおける移転価格調査の動向（2/2）

移転価格調査が行われやすい企業・取引の特徴

グループの利益率	多国籍企業グループ全体の利益率が高い場合。
経営状況	以下の特徴を有するマレーシア法人が狙われやすい。 <ul style="list-style-type: none">赤字が継続している場合損益が不安定な場合関連者間取引が多額な場合タックスヘイブン国・地域との取引が多額な場合
取引内容	主に以下の取引について特に目を付けられやすい。 <ul style="list-style-type: none">グループ内金融取引（金利等の水準について）グループ内におけるサービス取引（特に、本社費用の配賦などについて、証拠を提示するよう求められることがある）ロイヤルティ取引
その他	近年IRBMにより、データアナリティクスを用いた調査対象の特定が進められている。

低付加価値グループ内サービス（LVAS）の簡易アプローチ

Malaysia TP Guideline 2024（Paragraph 6.19～6.27）

付加価値の低いグループ内サービス（Low Value-Adding intra-group Services：“LVAS”）について、IRBMは簡易アプローチを制定した。

LVASとは、多国籍企業グループの中核的事業ではない、支援的なサービスを指す。Malaysia TP Guideline 2024では、LVASに該当するサービスの性質や種類について詳細な説明がなされている。

適用対象者	<ul style="list-style-type: none">マレーシア所在のサービス提供者マレーシア所在のサービス受領者に関しては、その支払いが、当該国OECDの簡易アプローチを同様に採用しているLVASサービス提供者に対して行われた場合にのみ適用が考慮される（TP Guideline 2024 6.21）
簡易アプローチの対象外となるサービス	①中核事業、②研究開発（ソフトウェア含む）、③製造・生産、④原材料等の購買、⑤販売・マーケ・流通、⑥金融取引、⑦天然資源関連、⑧保険・再保険等、⑨上級管理職サービス（LVAS管理監督除く） （TP Guideline 2024 6.25）
サービスの種類	<ul style="list-style-type: none">会計および監査売掛金・買掛金の処理および管理予算管理人事活動情報技術サービス（ITサービスがグループの主たる活動でない場合）法務サービス税務義務一般管理（TP Guideline 2024 6.26）
LVASの簡易アプローチ適用時の利益マークアップ	LVASの独立企業間価格算定にあたっては、サービス提供者はすべてのコスト（パス・スルーのコストを除く）に対して、5%のマークアップを適用する。 簡易アプローチによるマークアップについて、ベンチマークによる検証は要しないものの、納税者はすべての関連文書を備えておく必要がある（TP Guideline 2024 6.27）。

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2025年10月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.